

分別区分 **有害ごみ** が追加されます

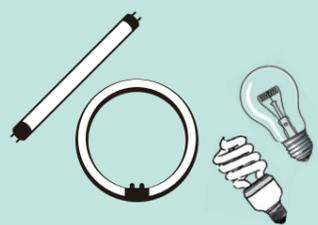
どうして分別区分が追加になるの？

一部の蛍光管や電池類には水銀が含まれています。水銀は毒性が強いため、**飛散や流出による健康被害や環境汚染を防止**する必要があります。また、発火・発煙の恐れがあるリチウムイオン電池等が「燃やせないごみ」へ混入することにより、**ごみ収集車や焼却施設における火災や爆発事故**が発生しています。

これらの事故等を防止するため、今回、蛍光管および電池類を「有害ごみ」として分別収集することになりました。

■問い合わせ先 環境課 (☎35-1130 / ☎32-1969)

蛍光管



- 環型
- 直管型
- 電球型
- コンパクト型
- 白熱電球

電池類

(乾電池・ボタン電池・コイン電池・小型充電式電池)



- 乾電池
- ボタン電池
- コイン電池



- ニカド電池
- ニッケル水素電池
- リチウムイオン電池
- モバイルバッテリー
- デジタルカメラのバッテリーなど製品本体から取り外しできる小型充電式電池

対象種類

見分け方・注意事項

- LED電球（型式記号が「LD～」のものは対象外です。）
- LED電球や割れてしまった蛍光管は「燃やせないごみ」へ出してください。

- リチウムイオン電池などの小型充電式電池本体にはリサイクルマークが表示されています。
- スマートフォンや電子たばこなど**電池が取り外せない小型家電は小型家電回収ボックス**へ。
- 破損・膨張または液漏れした小型充電式電池**は発火の危険があるため「有害ごみ」には出せません。環境課の窓口で回収します。



出し方

- 割れないように購入時の箱やケースに入れるか、**厚紙に包んで**出してください。



- ショートによる発火を防ぐため、**プラス極とマイナス極にテープを貼って絶縁**してください。
- 電池類は一つの袋にまとめてください。
- 無色透明または半透明の袋に入れて出してください。



月1回「有害ごみ」の収集日に収集場所へ

※収集日は令和7年度分別収集日程表でご確認ください。

有害ごみ は...



ほかのごみに**混ぜないで!**

「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」にリチウムイオン電池等が混入すると、ごみ収集車や焼却施設で**爆発事故が発生**する場合があります。必ず「有害ごみ」へ出してください。

小型充電式電池・ボタン電池の回収協力店

■小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）

- リサイクルマークが付いたもので、破損や膨張のない小型充電式電池は、家電量販店やホームセンターなどの回収協力店でも回収しています。回収協力店は「一般社団法人 JBRC」のホームページでご確認ください。
- 環境課（市役所新館2階）および町田事業所（町田字筒井6-2、弘前地区環境整備センター2階）の窓口でも回収しています。
- 安全のため、**金属端子部をテープで絶縁**してください。

JBRC 回収協力店検索



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池



小型充電式電池リサイクル回収ボックス

■ボタン電池



※型式記号が「SR～」 「PR～」 「LR～」のもの

- 使用済みのボタン電池は、家電量販店やホームセンター、眼鏡店などの回収協力店でも回収しています。回収協力店は「一般社団法人電池工業会」のホームページでご確認ください。
- 安全のため、**プラス極とマイナス極をテープで絶縁**してください。

ボタン電池回収協力店検索



ボタン電池回収缶

有害ごみとして収集できないもの

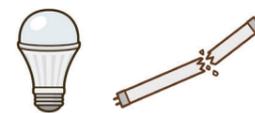
「有害ごみ」として収集できるものは、**蛍光管・電池類（乾電池・ボタン電池・コイン電池・小型充電式電池）**に限ります。**ほかのごみを混ぜないで**ください。

市の回収窓口へ



水銀式の体温計・血圧計・温度計は環境課等市の回収窓口へお持ちください

燃やせないごみへ



LED電球や割れてしまった蛍光管は「燃やせないごみ」へ出してください

市では収集できません



自動車用バッテリーなど鉛蓄電池については専門業者もしくは販売店にご相談ください